

参考資料

1 策定経過

年月日	事項
令和元年 9月	○市民アンケート調査 ：まちづくりに関するアンケート調査
令和2年 4月13日	○さくら市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の制定 ：さくら市都市計画マスタープラン策定委員会委員候補者の選定
4月15日	○さくら市議員全員協議会へ報告 ：改定の概要・スケジュール、市民アンケート調査について
6月5日	○第1回さくら市都市計画マスタープラン策定作業部会 ：改定の概要・スケジュール、全体構想について
7月2日	○栃木県都市計画課との協議 ：改定の概要・スケジュール、全体構想について
8月5日	○さくら市都市計画マスタープラン策定委員会委員の委嘱 ○第1回さくら市都市計画マスタープラン策定委員会 ：改定の概要・スケジュール、全体構想について
11月16日	○栃木県都市計画課との協議 ：全体構想について
令和3年 1月8日	○第2回さくら市都市計画マスタープラン策定作業部会 ：地域別構想、推進方策について
2月4日	○第2回さくら市都市計画マスタープラン策定委員会 ：地域別構想、推進方策について
2月5日	○栃木県都市計画課への意見照会 ：計画全編について
2月12日	○さくら市議員全員協議会へ報告 ：計画全編について
3月8日	○さくら市都市計画審議会 ：計画全編について
3月11日	○庁議付議 ：計画全編について
3月15日～ 3月29日	○パブリック・コメント ：計画全編について

2 策定体制

■都市計画審議会 委員名簿

※令和3年3月時点

職名	氏名	区分	備考
会長	田口 博士	学識経験のある者	元栃木県職員
職務 代理者	中田 一男	学識経験のある者	元さくら市建設部長
委員	齋藤 敏一	学識経験のある者	市農業委員会会長
	櫻井 秀美	市議会の議員	市議会の議員
	福田 克之	市議会の議員	市議会の議員
	添田 敦男	関係行政機関の職員	さくら警察署長
	野尻 芳昭	関係行政機関の職員	矢板土木事務所長
	野川 康廣	市民	区長会理事
	大橋 克世	市民	区長会理事
	福田 敦子	市民	男女共同参画推進委員長
	芳村 香	市民	元市民活動助成審査会委員

■都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

職名	氏名	区分	役職等
委員長	田崎 次男	学識経験のある者	元さくら市職員
副委員長	高橋 伸拓	市民	うじいえ自然に親しむ会会長
委員	鈴木 太一	関係団体の役職員	氏家商工会理事
	関 一男	関係団体の役職員	喜連川商工会会長
	小島 努	関係団体の役職員	蒲須坂工業団地連絡協議会副会長
	藤井 正則	関係団体の役職員	喜連川工業団地工業会理事長
	宍戸 孝男	関係団体の役職員	塩野谷農業協同組合理事
	齋藤 敏一	関係団体の役職員	農業委員会会長
	吉川 浩	関係団体の役職員	栃木県県土整備部都市計画課長
	野尻 芳昭	関係団体の役職員	矢板土木事務所長
	大山 通夫	市民	さくら市区長会理事
	手塚 美知子	市民	市地域婦人会会長
	田代 久美	市民	市女性ドライバークラブ連絡協議会会長
	高野 洋	市職員	総合政策課長
	櫻井 広文	市職員	総務課長
	手塚 修	市職員	生活環境課長
	吉澤 佳哲	市職員	福祉課長
	高野 朋久	市職員	高齢課長
	永井 宏昌	市職員	こども政策課長
	添田 達央	市職員	農政課長
	野崎 憲作	市職員	商工観光課長
	柴山 勲	市職員	建設課長
関 和久	市職員	水道課長	
松本 建一	市職員	下水道課長	
中村 卓資	市職員	学校教育課長	
小竹 弘則	市職員	ミュージアム館長	
野中 剛	市職員	農業委員会事務局長	

■庁内作業部会 部会員名簿

職名	所属名	役職等	氏名
部会員	総合政策部総合政策課	副主幹兼プロジェクト推進係長	高柳 友彦
	総合政策部総務課	危機管理係長	栗田 達
	市民生活部生活環境課	生活環境課長補佐兼生活安心係長	町田 健二
	健康福祉部福祉課	社会福祉係長	大東 由枝
	健康福祉部高齢課	介護保険係長	柴山 雅子
	健康福祉部こども政策課	こども政策係長	大嶋 友明
	産業経済部農政課	副主幹兼農政係長	小堀 将孝
	産業経済部商工観光課	副主幹兼商工振興係長	山田 知明
		観光係長	笹沼 雅
	建設部建設課	副主幹兼建設係長	桐原 明彦
	上下水道事務所水道課	工務係長	佐藤 直樹
	上下水道事務所下水道課	副主幹兼工務係長	粕谷 高佳
	教育委員会学校教育課	副主幹兼学校支援係長	橋本 宜之
	教育委員会ミュージアム	副主幹兼管理・文化財係長	長島 雅人
農業委員会事務局	農地調整係長	大山 昌良	

■策定委員会設置要綱

さくら市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)として策定した、さくら市都市計画マスタープランの改定を行うため、さくら市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの改定に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープランに関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 別表第1に掲げる市の職員
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、都市計画マスタープランの改定完了までとし、本務の職を離れたときは委員の職を失い、後任者がその残任期間あたるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各一人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くこと及び必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会における検討事項の原案を作成するため委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、市の職員で委員が属する課及び局の職員をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、都市整備課長をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 第5条の規定は、作業部会の会議に準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるものは「作業部会」、「委員長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月13日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

部	課
総合政策部	総合政策課長
	総務課長
市民生活部	生活環境課長
健康福祉部	福祉課長
	高齢課長
	こども政策課長
産業経済部	農政課長
	商工観光課長
建設部	建設課長
上下水道事務所	水道課長
	下水道課長
教育委員会	学校教育課長
	ミュージアム館長
農業委員会事務局	農業委員会事務局長

3 用語解説

【あ行】

アクセス	: 接続すること。
生けがきづくり奨励事業	: 緑あふれる街並みにするため、生けがきを整備するための費用の一部を市が補助する制度。
一級河川	: 河川法により規定される、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に関わる国土交通大臣指定の河川のこと。
氏家市街地	: 旧氏家町における用途地域指定区域（上阿久津台地地区を除く）を指す。
エコツーリズム	: 自然の生態系や歴史的・文化的な遺産の保護・保全という活動に、観光という余暇活動が加わった、生態系等の維持や保護を意識した旅行のこと。
エリア	: それぞれの特性を踏まえたまちづくりを部分的に行う区域のこと。
オープンスペース	: 建物などによって占有されていない空地。
温室効果ガス	: 大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。

【か行】

外来生物	: 人間の活動に伴い、意図する意図しないに関わらず、それまで生息していなかった場所に持ち込まれた動植物のこと。（さくら市に生息する外来生物: オオキンケイギク、シナダレスズメガヤ等）
街路	: 歩行者や自動車の通行機能を果たす施設で、市街地内の道路を総称したもの。
河川改修	: 河川において、治水のために実施する改修工事のこと。
河川防災ステーション	: 緊急用資材の備蓄や、資材の搬出入に必要な作業面積を確保した、洪水時における水防活動などを支援する拠点的な施設。
幹線道路	: 都市内や地域内における骨格的な道路網を形成する道路のこと。
貴重種	: 固有性、希少性、立地依存性、学術重要性などからみて貴重と考えられる生物種のこと。（さくら市に生息する貴重種: シルビアシジミ、カララノギク、ミヤコグサ等）
喜連川市街地	: 旧喜連川町における用途地域指定区域（喜連川工業団地周辺を除く）を指す。
急傾斜地崩壊危険区域	: 崩壊のおそれのある急傾斜地でその崩壊により相当数の居住者に危害が生ずるおそれのある区域で、知事が指定するもの。
協働	: 住民等と行政が相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動すること。
拠点	: 様々な機能が集積・特化する、都市の生活や活動を支える要となる区域のこと。
緊急輸送道路	: 大規模な災害が発生した場合、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、県地域防災計画において設定される道路のこと。

グリーンツーリズム	: 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
グレードアップ	: 質を上げること。
景観行政団体	: 景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。
景観計画	: 景観行政団体が、良好な景観の形成を図るために定める計画のこと。
景観法	: 景観に関する総合的な法律。
公共下水道	: 河川など公共用水域の水質保全を図るため、主に都市部の下水（雨水及び汚水）を排除・処理して川に流す施設を整備する事業。
工業系用途地域	: 工業地の種類に区分される用途地域。
工業専用地域	: 用途地域の一つで、専ら工業の業務の利便増進を図る地域のこと。
交通結節点	: 異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。
交通要衝地	: 交通の上で大切な地点のこと。
コミュニティ	: 日常生活を通じ住民相互の交流が図られる地域社会や地域共同体。
コリドール	: 「とちぎ元気発信プラン（2016～2020）」に定められる、交通基盤等を軸に、人、物、情報、技術、産業、文化などが活発に交流し、これらを通して有機的な連携が図られる地域の連なりのこと。
コンパクト	: 規模の小さいこと。
コンパクトシティ	: 郊外部への無秩序な住宅地拡大の抑制や、環境への負荷の低減を基本としながら、様々な機能を持つそれぞれのまち（氏家市街地・喜連川市街地・住宅地・集落地・工業団地など）の魅力を高め、道路や公共交通などによりしっかりと結びつける（移動時間の短縮が図られる）ことで、生活に必要なサービス機能を身近に受けることのできるまち。
【さ行】	
サイン	: 看板、案内板。
里地・里山	: 集落の身近にあり、人の管理・活用により生かされる自然環境（田んぼ、丘陵地、あぜ道、水路など）のこと。
市街地開発事業	: 計画的な市街地の形成を図るため、道路・公園・下水道等の公共施設の整備と合わせ、宅地の利用増進や建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業。
事業認可区域	: 近年中に下水道を整備する区域として国から認可を受けている区域。
軸	: さくら市の骨格となる道路や河川のこと。
持続可能な	: 将来の世代のニーズを充たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを充たすこと。
市民緑地	: 都市緑地法に基づく、土地所有者と地方公共団体等との契約締結により、地域の人々に公開される緑地のこと。

住居系用途地域	: 住宅地の種類に区分される用途地域。
循環型社会	: 廃棄物の発生を削減し、リサイクルできるものは可能な限り資源として利用するなど、天然資源（石油・森林）の消費を抑制する、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
ストック	: 道路・公園・上下水道など、生活や経済活動に必要な施設で、既に整備されているもの。
ゾーン	: 地形や土地利用のまとまりなどにより大きく区分された区域のこと。
【た行】	
地域地区	: 都市計画区域内の土地を利用目的によって区分（用途地域等）し、建築物などに対し必要な制限を課すもの。
地縁	: 住んでいる土地にもとづくつながり。
地区計画	: まとまりのある「地区」を対象に、住民の意見を反映しながら、市が地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度。
特定用途制限地域	: 用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地の利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を定める地域。
都市基盤	: 都市の骨格を形成、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための施設のこと。
都市計画区域	: 土地利用の状況、人口、自然的条件、日常生活圏、交通の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断され、将来の都市活動の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
都市計画公園	: 都市計画法に規定される都市施設の公園として計画決定されたもの。
都市計画道路	: 都市計画法に規定される都市施設の道路として計画決定されたもの。
都市計画マスタープラン	: 都市計画法により規定される、市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第 18 条の 2）のこと。
都市計画緑地	: 都市計画法に規定される都市施設の緑地として計画決定されたもの。
都市施設	: 道路、公園、下水道など、安全で快適な都市生活や機能的な都市活動に欠かせない、市の骨格を形成する施設。
土地開発指導要綱	: 開発行為に関する必要な事項を定める基準。
土地区画整理事業	: 土地区画整理法に基づき、道路・公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。

【な行】

- 農業集落排水施設** : 農業用水の水質保全などを目的とした、農村地域における下水処理の施設のこと。
- 農業振興地域** : 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として県知事が指定する区域。
- 農用地区域** : 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

【は行】

- バイパス** : 市街地などの混雑区間を迂回するための道路。
- バリアフリー** : 障害者が生活する上での障壁（バリア）が取り除かれた状態。
- ビオトープ** : bio(生命)と topos(場所)の合成語で生物の生息空間を意味する言葉。
- フットパス** : 歩くことを楽しむための道。
- ブロードバンド** : インターネットの高速大容量回線のこと。
- プロジェクト** : 特定の事業や計画のこと。
- ポケットパーク** : 道路わきや街区内の空き地など僅かな土地を利用した小さな公園のこと。

【や行】

- 誘致圏域** : 公園などの公共施設を利用する際に、利用者にとって抵抗ないとされる距離からなる範囲のこと。
- ユニバーサルデザイン** : 性別や年齢、身体機能に関わらず、すべての人に使いやすいように考えられたデザインのこと。
- 用途地域** : 都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。

【ら行】

- リサイクル** : 廃棄物等を再利用すること。